

# お知らせ

information

2014

# 3

## ■軽自動車税にかかる登録変更について

軽自動車税は、その車両の定置場所の市町村で4月1日現在の所有者または、使用者に課税されます。

譲渡や廃車、市外へ転出など変更があった場合は、手続きを行ってください。

### 転出・転入した場合／

所有者や使用者の住所が、転出や転入により変更になった場合は、管轄地区の登録機関で車検証の住所変更の手続きを行ってください。

### 死亡した場合／

ご家族や別の方が車両を使用する場合は、登録機関で「名義変更」、廃車にする場合は「抹消」の手続きを行ってください。

### 譲渡した場合／

登録機関で必ず「名義変更」の手続きを行ってください。

### 廃車・抹消した場合／

登録機関で必ず「抹消」の

手続きを行ってください。

※所定の手続きがされていない場合は、**既存の所有者または、使用者に課税**

**されます。必ず該当する登録機関で手続きを行**

**ってください。**

○登録手続きや必要な書類等については、次の連絡先までお問い合わせください。

車種	登録機関名
・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車	市課税課資産税グループ 〒097-8686 稚内市中央3丁目13-15 ☎23-6393
・軽自動車(軽4輪) ・オートバイ (250cc以下)	旭川地区軽自動車協会 〒070-0876 旭川市春光6条5丁目1-24 ☎0166-53-7300
・オートバイ (250cc超)	(社)旭川地方自家用自動車協会 〒070-0902 旭川市春光町10番地 ☎0166-51-1221

### 問い合わせ／

市課税課資産税グループ

☎2316393

## ■4月の各種がん検診のご案内

市では、市民の方を対象に次の日程で**胃・大腸・肺・前立腺がん検診**を実施します。

### 日時／

4月18日(金)～20日(日)

6時30分～10時30分

### 対象／

●胃・大腸・肺がん検診：成人

●前立腺がん検診：50歳以上の男性

### ☆各種がん検診について

・稚内市国民健康保険加入の方は、助成制度により検診料金はかかりません。生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は減免制度があります。申し込み

### 料金表

検査項目	40歳未満	40～74歳
胃がん検診	2,500円	1,500円
大腸がん検診	1,500円	1,000円
肺がん検診	600円	300円
かくたん検査	1,000円	500円
前立腺がん検診	50～74歳 1,000円	

時に申請してください。

・75歳以上の方は無料です。検診結果は、1か月～1か月半後に郵送でお知らせします。

### 会場／保健福祉センター

問い合わせ／市健康推進課健康推進グループ  
☎2314000

## ■奨学金貸付制度をご存じですか？

市では、経済的な理由により高等学校への進学や在学が困難な方に対し、次のとおり無利子で貸し付けを行い、広く教育の機会を提供しています。

### 貸し付けの条件／

・市内の高等学校へ入学が確実なこと、または在学していること  
・保護者が市民であること  
・経済的理由により高等学校への進学や在学が困難であること

### 貸付金額(無利子)／

・入学支度金(入学時のみ1回)：20万円以内

・奨学金(月額)：1万5千円

※修学月数分(高等学校の修業年限の期間)の貸し付けです。

### 申し込み方法／

市教育総務課に申請書類を用意しています。必要事項を明記して提出してください。

※3月中に入学支度金の貸し付けを希望される方は、3月24日(金)までに申請書類を提出してください。

※4月以降の申請については、各高校を通しての申請になります。

申し込み・問い合わせ／

市教育総務課総務管理グループ

☎2316518

## ■国民年金保険料の納付についてのお知らせ

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方

国民年金保険料の免除申請の対象期間が拡大されます

国民年金保険料は、所得が少ない時や失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、納付の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで免除申請ができるようになります。

### 申請方法／

市総合窓口課または年金事務所に申請してください。必要な書類などの詳細は、お問い合わせください。

細は、お問い合わせください。

※2年1か月前の月分まで免除申請をすることができ

ますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。

※申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

◆障害年金受給等で法定免除を受けている方

国民年金保険料の通常納付ができるようになります

障害年金の受給などにより

り法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度を合わせてご利用できるようになります。

手続き方法／

市総合窓口課または年金事務所に申請書を提出してください。詳しくは、お問い合わせください。

## ■総合窓口業務時間を延長します

市では、住民異動が多い次の期間、窓口業務の時間を延長します。

延長期間／3月26日(水)～4月8日(火)

※土日を除く

業務時間／19時まで

業務内容／

・各種証明書の発行

・住民異動届及び戸籍届出受付

・印鑑登録

・国民健康保険、国民年金に関する申請手続き等

り法定免除となつて

納付申出により、保

険料の口座振替や前

納による保険料の割

引など、便利でお得

な制度を合わせてご

利用できるようにな

ります。

お問い合わせ／市総

合窓口課

☎2316410

稚内年金事務所国民

年金課

☎3211941



※住基ネットワークを

利用した住民票の広域

交付についての業務

は除きます。

お問い合わせ／市総

合窓口課

☎2316407